

習志野市モビリティシェアリング事業 仕様書

1. 事業目的

習志野市後期基本計画に掲げる『安全・安心「快適なまち」』を目標とした施策の一つである『道路交通施策の推進』において、鉄道駅及びその周辺地区や主要な生活施設、公共施設などを利用する市民や来街者の移動利便性・回遊性向上、地域活性化等を目的に新たな移動手段として、モビリティシェアリングの利用を促進するべく、習志野市と共同で本事業を実施する。

2. 実施期間

習志野市モビリティシェアリング事業に関する協定締結後から令和8年3月31日まで（予定）

3. 実施場所

実施場所は、市内全域とする。ただし、事業開始時点におけるモビリティポート用の公有財産については、次の候補とする。（位置図参照）なお、公有財産の使用及び占有はモビリティポートの設置のみとし、付帯設備等の使用は、原則認めないものとする。

No.	名 称	所 在 地
1	習志野市役所	習志野市鷺沼2丁目1番1号
2	JR津田沼駅南口第二自転車等駐車場	習志野市谷津1丁目15番
3	京成津田沼駅南口自転車等駐車場	習志野市津田沼5丁目12番
4	プラッツ習志野	習志野市本大久保3丁目8番
5	新習志野駅交通広場	習志野市茜浜2丁目2番
6	谷津公民館臨時駐車場	習志野市谷津4丁目7番
7	谷津公園	習志野市谷津3丁目1番
8	谷津千潟公園東門	習志野市秋津5丁目20番
9	香澄公園管理事務所前	習志野市香澄5丁目16番
10	茜浜緑地第一駐車場	習志野市茜浜3丁目5番

4. 業務

業務内容は次のとおりとする。

(1) 習志野市の実施業務は次のとおりとする。

- ・事業の総括
- ・モビリティポート用の公有財産の確保（許可・承認等手続き含む）
- ・関係者（タクシー及びバス事業者、地元自治会等）との調整
- ・市民等への周知、広報（習志野市ホームページ、広報紙、SNS等）

(2) 事業者の運営業務は次のとおりとする。

- ・施設及び器材（自転車、モビリティポート等）の整備・維持管理と事業終

了後の原状回復

- ・利用者の募集・登録、料金徴収、器材の回収・再配置、有人窓口での各種対応等
- ・違法駐輪対策
- ・公有財産以外でのモビリティポートの確保
- ・利用者への周知、広報
- ・各種データの収集、整理、分析と習志野市への提供、事業提案
- ・利用者へのアンケート調査の実施（満足度や交通行動の変化等）
- ・事業報告

(3) その他

上記以外は協議を行い、決定する。

5. 費用負担

- ・本事業の運営に要する費用はすべて事業者の負担とし、習志野市は、補助金、委託料、その他一切の費用を負担しない。
- ・習志野市が所有する公有財産の使用に係る使用料等については、免除する。
- ・習志野市自転車等の放置防止に関する条例（昭和56年条例第26号）第11条及び第12条の2の規定により、事業に使用する自転車が移動・保管された場合の費用は、事業者の負担とする。なお、当該負担を利用者に請求する場合に生じる紛争については、事業者が責任を持って対応処理すること。

6. 料金、付帯事業、収支

- ・公共交通機関を補完する交通手段として多くの人に利用してもらえるよう適切な料金設定をすること。
- ・本事業に付帯又は本事業から派生する事業を実施する場合は、事前に習志野市と協議の上承認を得ること。
- ・独立した事業として採算が取れるよう運営すること。
- ・事業の利用促進に関する取組を行うこと。
- ・本事業における利用料金収入は、すべて事業者に帰属する。

7. 利用方法

- ・利用者がどのモビリティポートでも自転車等を借りることができ、また、借りたモビリティポートとは別のモビリティポートに返却可能なシステムとすること。
- ・利用者の個人認証を行うこと。
- ・市内在住者、通勤・通学者、来街者など、多くの利用者が簡易に利用登録でき、即日利用可能なシステムとすること。

8. 自転車・モビリティポート等の仕様

- ・自転車やモビリティポート等は、地域の景観との調和を考慮したデザインとすること。
- ・自転車は、原則、電動アシスト付き自転車とする。
- ・モビリティポートには、自転車等1台につき1機のラックを設置すること。
- ・モビリティポートは原則として無人で貸出・返却が可能なシステムとすること。
- ・モビリティポートのリアルタイムの満車・空き状況が容易に確認できること。
- ・モビリティポートは、強風や大雨でポート自体が転倒・破損する恐れがないこと。
- ・モビリティポートが本事業以外のサイクルラック等と混同されないよう、看板、標示シート等により明示すること。
- ・自転車及びモビリティポート等は、技術力を持ったものが定期的にメンテナンスを行うこと。
- ・事業実施期間終了後は、事業運営のために設置したモビリティポート、その他の設備を撤去し、市の定める基準により原状回復を行うこと。
- ・道路上へのモビリティポートの設置は、モビリティポートを他の区画と明確に区分し、歩行者等の安全を確保すること。
- ・緑地等へのモビリティポートの設置は、芝生地等の維持管理を適切に行うこと。

9. モビリティポート候補地

- ・事業開始時点からのモビリティポート数、ラック数、自転車等台数の向上に努めること。
- ・実施期間中に、イベント、違法駐輪、安全性等の理由により、設置したモビリティポートを休止または撤去する必要がある場合は協力すること。
- ・事業者が習志野市の公有財産を使用して、モビリティポートを設置した場合において、公共施設の利用者への支障が生じた時は、当該公有財産の使用の中止を命ずることがある。

10. 運営

- ・事業の運営にあたっては、運営組織を設置し、円滑な運営を心がけること。
- ・利用者からの問い合わせに対応できるよう、コールセンター等を設置すること。また、営業時間外についても、事故等緊急時の対応のため、常時連絡・対応可能な体制とすること。
- ・配置している自転車等に著しい偏りが発生し利用者の利用に支障が生じた

場合は、台数を平準化するために、モビリティポート間で自転車等の再配置を行うこと。また、自転車等がモビリティポート外に放置された場合は、速やかに回収すること。

- ・モビリティポートに本事業と関係ない自転車等が止められないように配慮するとともに、止められていた場合は速やかに適切な対応を行うこと。
- ・事故・トラブル等が生じた場合は、速やかに対応すること。
- ・利用者のケガや損害賠償事故（対物・対人）に対応するため、保険に加入すること。
- ・利用者の個人情報、法令に基づき適正に管理すること。
- ・利用者に交通ルールやマナー、公園及び自転車等駐車場内走行禁止遵守等の周知、啓発を行うこと。
- ・自転車の防犯・盗難対策を行うこと。
- ・習志野市の公有財産を使用してモビリティポートを設置する場合には、法令はもとより、使用及び占用許可時に附された許可条件を遵守すること。
- ・習志野市の公有財産を使用して、モビリティポートを設置した場合において、第三者から本事業に関連する苦情等が発生した場合は、責任を持って対応処理すること。

11. 事業報告

- ・事業者は、利用状況、交通データ、その他の事業運営に係るデータを収集し、習志野市に提供すること。
- ・利用状況のデータについては、上半期・下半期終了時に習志野市へ提供すること。
- ・事業者は、必要に応じて利用者に満足度や交通行動の変化等に関するアンケート調査を実施し、調査結果を習志野市に報告すること。
- ・事業者は、個人情報に配慮した範囲での利用状況等のオープンデータ化に協力すること。
- ・事業者は、下記報告書を習志野市に提出すること。

報告書	提出時期	内容
定期報告書	各年度末	利用状況、収支、アンケート結果、課題・改善点、事故・苦情、今後の方針

12. その他

習志野市モビリティシェアリング事業専用の広報媒体（データ可）を作成し、広報に努めること。なお、公共施設への配架や市民等への配布については、習志野市も協力する。

公有地モビリティポート候補地 位置図

No. 1 習志野市役所



No. 2 JR 津田沼駅南口第二自転車等駐車場（3階）



No. 3 京成津田沼駅南口自転車等駐車場（3階）



No. 4 プラッツ習志野



No. 5 新習志野駅交通広場



No. 6 谷津公民館臨時駐車場



No. 7 谷津公園



No. 8 谷津干潟公園東門



No. 9 香澄公園管理事務所前



No. 10 茜浜緑地第一駐車場

